設計事務所と共同企業体を組成する場合にあっては、当該設計事務所は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けており、且つ登録してからの営業年数が５年以上であること。ただし、相当の設計の実績を有し、確実かつ円滑な設計が確保できると認められる場合においては、当該営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑺　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。

⑻　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑼　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑽　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑾　以下に掲げる資格を有する配置担当技術者を当該工事に配置できること。

・プロジェクト統括責任者
【役割】設計と施工の相互調整・統括
【必要な資格】一級建築士又は１級建築施工管理技士
※共同企業体の場合は、共同企業体の代表者の所属であること。

・設計管理技術者
【役割】設計業務の責任者
【必要な資格】一級建築士

・設計　建築（総合）主任技術者
【役割】設計業務における建築（総合）分野の主たる技術者
【必要な資格】一級建築士

・設計　建築（構造）主任技術者
【役割】設計業務における建築（構造）の主たる技術者
【必要な資格】構造設計一級建築士又は一級建築士

・設計　電気設備主任技術者
【役割】設計業務における電気設備工事分野の主たる技術者
【必要な資格】設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士かつ、電気及び機械設備のいずれかは、設備設計一級建築士とする。

・設計　機械設備主任技術者
【役割】設計業務における機械設備工事分野の主たる技術者
【必要な資格】設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士かつ、電気及び機械設備のいずれかは、設備設計一級建築士とする。

・コスト管理責任者
【役割】設計から施工まで一貫したコスト管理を実施
【必要な資格】国・特殊法人等及び地方公共団体が発注する工事で、延べ面積10,000㎡以上の建築物の新築・増築・改築の現場代理人経験者
※共同企業体の場合は、共同企業体の代表者の所属であること。

・現場代理人
【役割】施工業務の責任者
【必要な資格】一級建築士又は１級建築施工管理技士
※共同企業体の場合は、共同企業体の代表者の所属であること。

・監理技術者（主任技術者）
【役割】施工業務の技術面の責任者
【必要な資格】一級建築士又は１級建築施工管理技士

・施工　建築主任担当者
【役割】施工業務における建築分野の主たる技術者
【必要な資格】１級建築施工管理技士

・施工　建築設備主任担当者
【役割】施工業務における電気設備、機械設備分野の主たる技術者
【必要な資格】１級電気施工管理技士又は１級管施工管理技士

①　各配置技術者の兼任については、下記のとおりとする。

㈠　プロジェクト統括責任者と現場代理人の兼任は認めるものとする。

㈡　監理技術者と現場代理人、又は監理技術者と施工建築主任技術者の兼任は認めるものとする。

㈢　設計管理技術者と設計建築（総合）主任技術者の兼任は認めるものとする。

㈣　コスト管理責任者とプロジェクト統括責任者の兼任は認めるものとする。

㈤　３つ以上の兼任は不可とする。

②　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係として、３ヶ月以上の雇用関係があること。

⑿　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は国立大学法人大阪大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒀　基本計画策定業務受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。

⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。

⒃　同一の者が二以上の特定共同企業体の構成員となって申請することはできない。

⒄　共同企業体が競争参加者として入札に参加する場合には、当該共同企業体の構成員は入札に参加できない。

3　総合評価に関する事項（詳細は入札説明書による）

⑴　落札者の決定方法

①　参加者は、「技術提案書等」、「入札価格」をもって入札を行い、審査委員会にて評価を行う。この評価点の合計が最も高い者を落札者とする。

②　評価点の配点は下記の通りとする
実績・体制審査（一次）　20点、技術提案審査（二次）　60点、入札価格審査（二次）　20点　合計100点

③　上記３⑴②において、合計評価点が同じ参加者が２者以上の場合は、技術提案審査の評価点が高い者を上位とし、技術提案審査の評価点も同じ場合は、実績・体制審査のうち、担当者の実績が高い者を上位とする。実績・体制審査担当者の実績も同じ場合は、審査委員会の判断による。

④　上記３⑴①において、下記に該当する者は失格とする。
・入札価格が参考価格を超える者
・技術提案審査の点数が24点未満の評価である者

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒565―0871 大阪府吹田市山田丘１番１号　国立大学法人大阪大学　担当部署名　施設部企画課施設経理係　電話06―6879―7116

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法
令和４年５月２日（月）から令和４年６月６日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の９時00分から17時00分まで。
大阪大学ホームページにて交付する。（大阪大学トップページ＞メニュー＞大学案内＞公開事項＞調達関係＞工事一覧）

①　パスワード依頼フォームに必要事項を入力して送信すること。

②　メールを受信後、２営業日以内に、パスワードをメールにて返信する。

パスワード依頼フォームによる送信は、②の期間を考慮のうえ、4⑶の期間内に申請書及び資料を提出できるように、余裕をもって行うこと。
入札説明書及び図面等（入札時返却不要）の交付に当たっては無料とする。

⑶　競争参加資格の確認、一次審査に係る申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　令和４年５月２日(月)から令和４年６月６日(月)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の９時00分から17時00分まで。上記４⑴に同じ。
電子入札システムにより、提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）すること。

⑷　共同企業体の場合の競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法　上記４⑶に同じ。